

公共建築工事積算基準類の改定について

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室

1. はじめに

国が発注する営繕工事に関する積算基準については、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置付けられており、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」（以下、「単価基準」という）、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内

訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」により構成されています。

また、国土交通省では、統一基準の運用等にかかる資料として、「公共建築工事積算基準等資料」（以下、「基準等資料」という）及び「営繕工事積算チェックマニュアル」を作成しています（図-1）。

これらの公共建築工事積算基準類のうち、平成30年度は、単価基準及び基準等資料の2つを改定しました。改定の主な内容を紹介します。

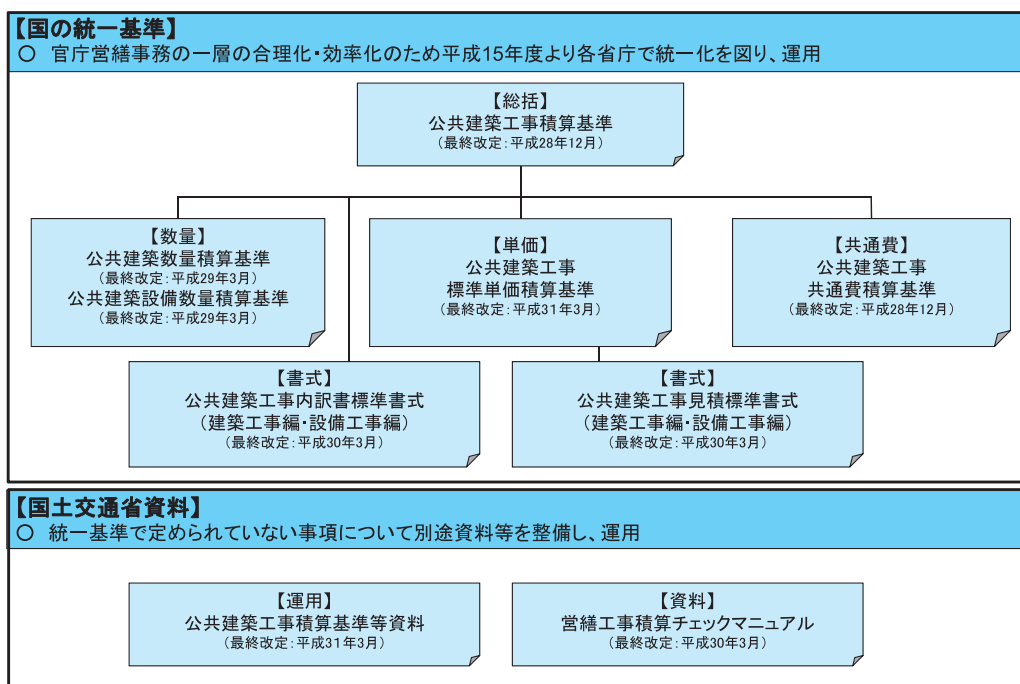


図-1 公共建築工事積算基準類について

2. 単価基準の改定

(1) 背景等

単価基準は、公共建築工事の工事費積算に用いる単価及び価格について、基本的な事項を定めているもので、単位工事量あたりの材料、労務、機械器具等の標準的な所要量を数値として表した標準歩掛りや市場単価の扱いを示したものです。

今回の改定では、適切かつ効率的な工事費積算（施工合理化技術導入への対応を含む）、他基準類との整合及び表現の明確化を目的として、歩掛りの追加等を行っています。

(2) 改定概要

改定概要は以下のとおりです。

① 適切かつ効率的な工事費積算のための歩掛り追加

電気設備工事では、現場での使用状況を踏まえ、「二重床用接地プラグ付テーブルタップ（ハーネスジョイントボックス用）」の取付け歩掛りを追加しました。

機械設備工事では、軽量かつ施工性に優れ、施工合理化技術の導入の一環として、「グラスウール製ダクト（円形ダクト）」が、公共建築工事標準仕様書に追加されたことに伴い、取付工事の標準積算が可能となるよう、歩掛りを追加しました。

また、「パッケージ型空気調和機（セパレート・マルチ）」の定格冷房能力 25.0 kW を超える屋外機の使用件数増を踏まえ、同機器据付けの歩掛りを追加しました。

② 他基準類との整合を図る見直し

電気設備工事では、公共建築設備工事標準図の改定に伴い、LED 照明器具の型番を見直し、歩掛りを追加しました。

また、機械設備工事では、公共建築工事標準仕様書の改定に伴い、「配管用炭素鋼鋼管（白管・露出）」及び「亜鉛鉄板製ダクト（露出）」の塗装工事の「エッチングプライマー」を削除し、「塗装工」の歩掛りを見直しました。

③ 表現の明確化

電気設備工事及び機械設備工事では、歩掛りの表形式の統一及び単純化を図り、より分かりやす

く使えるよう見直しました。

3. 基準等資料の改定

(1) 背景等

基準等資料は、公共建築工事積算基準を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめた、国土交通省の資料です。

今回の改定では、他基準等との整合を図るための見直し、規定の明確化等を行っています。

(2) 改定概要

冷却塔据付け（定格冷房能力が 334 kW を超えるもの）の歩掛りが、新たに営繕積算システム等開発利用協議会歩掛りに追加されたことを受け、当該歩掛りを使用する旨を追加しました。

また、複合単価や市場単価の割増補正を行った値についての記載を再整理するなど、規定の明確化を図りました。

4. おわりに

国土交通省官庁営繕部及び地方整備局営繕部等の発注工事において、改定した単価基準等を平成 31 年 4 月から適用しています。

また、今回紹介した基準を含め、図-1 に示している基準類については、官庁営繕部のホームページに本文とあわせて改定前後の対比表を掲載しています。

改定基準については、改定時に地方公共団体等に周知しており、引き続き公共建築相談窓口における個別相談対応等を通じて普及に努めてまいります。

最後に、今回の公共建築工事積算基準類の改定案作成にあたり貴重な意見を頂きました関係者の皆さまに、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

【参考 HP】

- 公共建築工事積算基準類 http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
- 公共建築相談窓口 http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html